

時事新報

明治十八年三月四日
(舊曆一千八百八十五年)
水曜日
第九百七號

日曜日休刊

社告

清國特派通信員

目下支那ハ佛國トノ戰爭アリテ東洋新聞ノ中心トモ云フベキ折柄今又朝鮮事變ニ關シ我日本ノ全權大使ガ北京ニ乘入リ大ニ支那政府ニ談判スル事トナリテハ世上ノ耳目ハ皆支那ニ向ヒテ他ヲ顧ミルニ違アラザル有様ナリ殊ニ伊藤大使ノ北京談判ハ日本ニ直接ノ關係アレバ我國民ノコレニ關心スル實ニ容易ナラズ當時事新報ハ既ニ上海ニ本多孫四郎氏ヲ特派シアリテ支那ノ事情ヲ見聞スルノ便ヲ欠カズト雖モ今ハ一層耳目ノ聰明ヲ要スルノ場合トナリタルニ付昨二日横濱發シ名古屋丸便ニテ更ニ社員渡邊治氏ヲ北京ニ派遣シテ依テ自今支那事情ハ細大不遺セズ迅速確實ニ時事新報紙上ニ報道スルノ榮ヲ得ルナラン

時事新報

京城ノ支那兵ハ如何シテ引ク可キヤ

我輩ハ去ル二日ノ社説ヲ以テ今度我輩遣清大使ガ北京着ノ上彼ノ全權大臣ニ接シテ朝鮮變亂ノキ支那兵砲臺ノ件ニ付キ我レヨリ斯ク談シテ彼レヨリ斯ク答辨スルコトモアランナレ其答辨ハ全ク無効ノモノタルニ違キズトノ旨ヲ想像シテ讀者ノ一衆ニ供テリ次ニ又想像スレバ我大使ハ去年十二月六日七日ノ兩日ニ支那兵士ガ在京城日本人民ノ家ヲ犯シ物ヲ盜ミ人ヲ殺シ婦人ヲ辱シ又數日ヲ經テ後モ南陽ニテ其海軍々人ガ吉松某ヲ害メタルガ如キ我日本國ノ國權ニ於テ厭々ニ附ス可ラズ是非其害辱ヲ償フノ實證ヲ申シ受ケント談スルコトナラン此一條ノ談判ニ於テハ支那人モ實ニ當惑シテ一言ノ答辨ナカラント思ヘドモ勝テ好シク答レテ惡ムハ人生ノ普通ナレバ彼レモ此一段ニ至テハ最早コレヲ覺悟シテ定メテ俗ニ所謂橫筋ニ出掛ケ左様ナル事ハ實際ニ於テ一切無シト斷言スルモ對ラレズ固ヨリ我方ヨリハ艦ヲ左チ提出シ争フ可ラザルノ點ヲ押ヘテ動カザルハ無論ノコトナレモ彼レモ亦極々ニ證據物ヲ製造シテ橫筋ニ申張ルルハ之ヲ如何トモス可ラズ此一段ニ至テハ我輩ハ唯道徳上ニ支那人ノ本心ニ訴ヘテ其自省ヲ新リ又政治上ニ於テハ其國費ニ訴ヘテ無事ヲ望ムノ外ナシ支那人ニシテ苟モ德ヲ重ンズルノ心アラハ漫ニ偽造ノ證據物ヲ以テ掩テ可ラザルノ非ヲ掩ハントスルコトモナカル可シ又自カラ自國ノ安寧ヲ好ムノ意アラハ其非ヲ遂ケントシテ徒ニ敵ヲ求ルガ如キ類ヲ爲サザル可シト推量シ和モ戰モ一ニ敵ノ必事政策ノ如何ニ在テ存スルノ

則チ一ト度ハ愛シ乱ノ局ヲ結ビタルモ其乱ノ原因ナルモノガ依然トシテ存在スルルハ再發モ三發モ其無キチ期ス可ラズ火事ヲ恐レナバ火ノ種ヲ除クテ上策トス日支韓ノ交際ヲ滑ニセントナラバ支那兵ヲ引カザル可ラズ全體變亂ノ當分ナレバ一モ二モナク日本兵ヲ以テ之ヲ逐拂フコトヲ妨ナキモノナラズ却テ結局モ速ナリシコトナランナレバ抑今日ト爲リテハ餘程日數モ經過シテ都ヲ談判上ノ事ト案ヲ改メタルガ故ニ違コト手ヲ下メストハ叶ヒ難シ之ヲ譬ヘバ武士ガ席上ニ争論シテ刃傷ニ及ブハ其場ノ紛争ニシテ速ニ事ヲ決ス可シト雖モ双方立分レテ詞訟ノ姿ニ改マルルハ最卑容易ニ手ヲ出ス可ラザルモノノ如シ今ヤ朝鮮ノ變亂ハ既ニ過去ニ屬セテ日支ノ兵モ双方ニ立分レタル後ノ今日ナレバ手荒キ處置ハ無用ニシテ唯利害ノ道理ヲ説キ示スノ外ニ手段アル可ラズ即チ其利害トハ何アヤ前ニ云ヘル如ク今回變亂ノ原因ハ在京城ノ支那兵ナルガ故ニ我日本兵ニ向テ漫ニ砲臺ヲ及日本人ニ害辱ヲ加ヘタル事ニ就テハ既ニ支那政府ヨリ謝罪ノ禮ヲ得テ満足ナレバ日支韓ノ三國ハ元ト是レ近隣ノ與國ナレバ此與國ノ交際ヲ厚クセントスルコトハ今ヨリ謀リテ後日ノ禍根ヲ除クコト得策ナレ然レモ支那政府ハ何ノ所見ガ古來事例ノナキニ拘ハラズ明治十五年大慶君ノ乱ニ引續キ大兵ヲ朝鮮ノ首府ニ屯在セシメテ徒ニ人心ヲ動カシ其威嚇ヲ見レバ今回ノ如キ變亂ヲ引キ起シテ日本人ハ大辱害ヲ被リ其辱害ノ回復ヲ求ルルガモノハ朝鮮政府モ既ニ容易ナラザル苦痛ヲ感シ支那政府モ亦同様日本ニ向テ罪ヲ謝シタルニ非ズヤ我日本政府ハ徒ニ他チシテ罪ヲ謝セシメ以テ自カラ事ヲ非ズ謝罪ヲ以テ破レタル交際ヲ回復スルハ双方相互ニ謝ス可キノ罪ナシテ未ダ破レザルノ交際ヲ何事ニ保存スルノ樂キキヨ若カズ云々ノ旨ヲ以テ我大使ハ丁重ニ復コレチ支那政府ニ謝告スルコトナラン左レバ支那人ニシテ苟モ東洋ノ平靜ヲ重ンシ日支韓三國ノ交際ヲシテ再ハ破ルルコトナラザラメントスルノ意アラハ必ズ大使ノ謝告ノ服スルコトナシテ信スレバ支那亦一種ノ國柄ニシテ其自大傲慢ハ常ニ人表ニ出ルモノ多ク例ヘバ他國ト相對シテ自カラ敗スルチ知ラズシテ敵スルモノナラズ實ニ敗シテモ尙敗ト云フチ思ム程ノモノナレバ或ハ永遠ノ利害ヲ顧ミズ一度ビ出シタル兵ヲ引シハ難ナリナド、説テ作リテ勸カザルコトモアランカ甚亦測リ難ク可ラズ又支那人ノ考ニ支那人ガ朝鮮ノ兵ヲ引シハ國ヨリ好マザル所ナレバ道義ニ迫ルルハ止ムチ得ズシテ頼智ノ一説ヲ設ク京城ニ兵ヲ置クハ費用モ多クシテ中國ノ款スル所ニ非ズト雖モ朝鮮政府ノ情願ナレバ無下ニ謝絶スル所ナレバ其政府ノ意ニ任シテ進退ヲ決ス可シト表面ニ正々堂々ノ立言ヲ爲シ雖レハ其國王ト政府ノ意ヲ裏遣ス

雜報

ルノ工風アル可シト云フモノアリ都テ是レ想像ノ假定論ナレ共必無キ期ス可ラズ唯以テ讀者ノ參考ニ供スルノミ

○江川大藏權少書記官 曩ハ大阪造幣局へ出張仰付けられたる大藏權少書記官江川英武氏は一昨二日出發したり

○官廳彙報 海軍二等教官麻生武平氏は去月廿六日士官教育法取調委員仰付られたり○砲兵少佐太田德三郎氏は去月十四日大坂砲兵工廠御用掛と免せらる砲兵局出仕砲兵會議御用掛兼御用仰付られたり

○漢領事 橫濱在留漢領事代理ウヰアウヰエギユスターグドクレイトル氏は今般更に領事又任せられたる旨日本駐劄國公使より通報ありりと

○東瀛邊の風潮 交遊知事ムンン氏之一月ハ初佛國と東瀛邊とに條約に従ひ佛國政府の訓令に依り東瀛邊國王の批准と經て兩國内ノ奴隷を廢止する旨と布達したる由

○佛國移住志願者 一月初の佛國新聞に曰ク千八百八十三年一月一日以降佛國の各殖民地ニ移住せんとシ海軍省又出願したるもの總計二千人にして其中千人ハ東京に二百人はヌーウヰル、カレドニヤに二百名ハイナニ移住せんと出願し其他の移住志願者ハ各殖民地ニ於て公費に服せんとシ請願せり然レ共移住事務局に於てハイナニへの移住志願者ハ限り當分移住すべからざる旨を曉諭したり噫同地ハ土地分與法未ダ整頓せざるを以テ移住者ハ他人の從僕者ト見人たるらざる目下生計を求むる事能はざればなりと

○醫術開業試驗 本年第一回醫術開業試驗主事嶋田内務少書記官外掛員は一昨二日より淺草本願寺に於て右試驗を執行せしが受験者は千餘名の多員なりと

○新聞紙博覽會 本月佛國巴黎にて萬國新聞博覽會あるもの之關ハ各國に於て發見する日々新聞と初め各種定時刊行の雜誌類一々其見本と集めて諸人の覽覽ニ供するよし同會より歐米諸國の新聞ハ勿論土官格、アラビヤ、支那、印度、ヘブリウ其他の國語を以て綴りたる新聞紙も出品すると得るの定めありと聞ク

○教習大垣間汽車賃金 本年一月中教習大垣間汽車運賃收入賃金は七千七百圓圓二十七圓にして内金三千六百四十五圓圓四十四圓圓は旅費賃金四千五百八十八圓圓三圓圓之荷物賃なり

○民有地買上 陸軍省より本縣下台津郡邊野村の内字群組ある民有地十三萬三千八百卅坪と買上げ同縣邊の大砲場砲臺ニ充る備ふて夫々工事に着手したり

○富岡開闢會 漫遊の爲め來朝中ある英醫家高ヤンシ氏は近日日光近傍の諸山と探討し其佳景ヲ寫さんが爲り富岡開闢會と同伴するといふ

○人壽の延長 近頃の漢英字新聞に曰ク過る三十年間男子の壽命ハ平均五分女子ハ平均八分程長ク爲りたり今日にては出生の男百人の内無事ニ三十五歳ニ達するもの千八百七十一年前に比すれば四十人強と増しより左れば千八百七十七年以後に生れたるものは其以前に比するが是のるに因ス

○三春の 井に附屬 仕向

○新潟通 郡山須 合

○新編通 察署より 々不都合 日本縣署 見分せし 數名より 撰本縣へ 重てる積 給を日給 にも退 英又羅り 地ニ於て 上候事あり 一丈八九 往來をを 小使無 高田通 四等馬車 高田へ着 召集し 士は速に 當地にて 地都役所 縣本年の にも可有 ざるに當 餘りしに 止ました 日中點水 層氣しく 毎日雪 之層の由 深きより 我させて 置きスハ 意をあし 〇秋田通 井皆よて 以廿五 右は主 十九日